

20210330



(しろくま)
中学生でもトラブルに発展する場合もあるんだね。ちょっとしたところにトラブルが潜んでいる気がする。

(マモル君)
そうだね。自分だけで判断して失敗しちゃうこともあるよね。そんな未成年者を保護するために、契約を取り消してなかったことにできる、未成年者取消権があるよ。



未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟。そこで、未成年者がおこなう契約で不利益をこうむらないように、法律で保護されているんだ。

(しろくま)
未成年者だと守られているんだね。

(マモル君)
ただし未成年であっても取消が認められない場合があるんだ。それは、親権者の同意を得て行った契約、小遣いや仕送りなどの範囲内で行った契約、結婚している未成年者が行った契約、営業している未成年者がその営業に関して行った契約、「成年者である」「親の同意を得ている」などと偽った場合などがあるよ。



(マモル君)

未成年者だからと言って契約を取り消すのはそう簡単ではないんだ。大切なことは「消費者センター」に相談すること。まずは消費者センターに電話で相談してみよう！相談は無料だよ。未成年者取消しについても詳しく教えてくれるはず。